

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

- 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（1世帯あたり10万円）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、影響を受ける「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、確認書の返送による手続きが必要です。
※本給付金における「世帯」とは、令和5年12月1日時点の住民票上の世帯を言います。

給付額

1世帯あたり
10万円

申請期限

令和6年5月31日（金）【**必着**】

※申請期限を超過した場合は受理できません

支給時期

市が申請を受理した日から**3～4週間後**が目安です。

手続きの方法（市から確認書が届いた世帯）

- 市から送付する「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金支給要件確認書」の記載内容を確認してください。
- 世帯主が「確認書」に必要事項を記入※してください。
※必要に応じて、本人確認書類・口座確認書類の写しをご準備ください。
- 同封の返信用封筒に入れて、市に **返送してください。**

（申請期限までに返送がない場合、本給付金は受給できなくなります。）

※返送の際は、確認書の記入漏れ、必要書類の添付忘れがないようご注意ください。

※申請が必要な世帯

- 令和5年1月2日以降に石狩市へ転入した方を含むなど、市で課税状況が把握できない場合は、申請書による申請が必要です。「住民税均等割のみ課税世帯支援給付金申請書」を記入し、必要書類（本人確認書類・口座確認書類の写し等）を添えて市役所窓口にご提出ください。（郵送での提出も可能です。）

申請書（第2号様式）は、ホームページからダウンロードするか、市役所窓口（市役所4階 給付金対策課）で配布しています。

詳細は市ホームページをご覧ください。

給付要件（記入前にご確認ください）

（1）世帯内の令和5年度住民税（市民税）課税者が、均等割のみ課税であること

- ・基準日（令和5年12月1日）時点では、均等割のみ課税であることを確認しています。
- ・基準日以降に課税状況の変更がないか世帯でご確認ください。

【給付対象外となる例】

- ・修正申告等の結果、令和5年度の住民税の所得割が課税になった場合

住民税 （本市における市民税）	所得割 一定金額を超える所得がある方に、 所得金額に応じた税額の負担	2人世帯 給付対象 均のみ 均のみ 世帯全員が均等割のみ （所得割非課税）課税。	2人世帯 給付対象 均のみ 非課税 世帯内の課税者が均等割 のみ課税。他は非課税。	2人世帯 給付対象外 均のみ 所 世帯内に所得割が課税 の者がいる。
	均等割 一定金額を超える所得がある方に、 定額の負担（市・県民税で5,000円）			

（2）世帯全員が令和5年度住民税課税者から税法上の扶養を受けていないこと

- ・世帯の中に課税者から税法上の扶養を受けていない方が一人以上いる必要があります。
- ・世帯にてご確認ください。わからない場合は、家族等にご確認ください。

【給付対象外となる例】

- ・2人世帯で、2人とも別世帯の息子（住民税課税者）の扶養になっている
- ・親（住民税課税者）に扶養されている一人暮らしの大学生など

（3）世帯内に、他の自治体から同様の給付金を受けた者がいないこと

- ・他の自治体で既に10万円の給付を受けている場合は給付対象外となります。

（4）世帯内に、租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと

- ・外国籍の方がいる世帯においては、特にご注意ください。

※上記（1）～（4）の給付要件を一つでも満たさない世帯は、給付対象外となります。



住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

石狩市福祉部 給付金対策課

 **0133-72-3086** 受付時間 平日 8:45~17:15



▲ 詳細は
市HPで